

雇児保発0616第1号
平成29年6月16日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課長
（ 公 印 省 略 ）

保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について

保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設（以下、「保育所等」という。）の安全管理については、従来から通知等により適切な指導をお願いしています。

保育所及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合には、類似の事故の発生を防止するため、平成28年3月31日付け府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（以下、「ガイドライン」という。）」により、プール活動・水遊びを行う場合の監視体制、十分な事前教育、緊急事態への対応についての取組等、事故の発生防止のための取組を示しております。

つきましては、引き続き、プール活動・水遊びを行う場合の事故の発生を防止するため、ガイドラインの周知を図るとともに、別添1「水泳等の事故防止について（平成29年4月28日付け29ス庁第99号スポーツ庁次長通知）」を参考にして、特に下記の点に留意の上、管内の保育所等及び市町村に対して安全管理及び事故防止の徹底を周知するようお願いいたします。

なお、幼保連携型認定こども園については、別添2「幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（平成29年6月16日付け府子本第487号内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）通知）」により、プール活動・水遊びを行う場合の事故の発生を防止するための注意喚起を行っていることを申し添えます。

記

- 1 プール活動・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えとして次のことを行うよう保育所等に対して周知徹底を図られたい。
また、既にこれらの取組を行っている保育所等に対しては、再度、周知徹底を図られたい。
 - (1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。
 - (2) 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる保育士等に対して、児童のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行うこと。
なお、ガイドラインでは「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」として、以下の点を示している。
 - ① 監視者は監視に専念する。
 - ② 監視エリア全域をくまなく監視する。
 - ③ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
 - ④ 規則的に視線を動かしながら監視する。
 - ⑤ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
 - ⑥ 時間的余裕をもってプール活動を行う。 等
 - (3) 保育士等に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行うこと。
- 2 保育所等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、児童の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、保育所等における自発的な安全への取組を促すこと。